

「選挙告示」

支部長の欠員補充選挙

平成 21 年 1 月 5 日
選挙管理会

選挙規程第 28 条第 1 項の規定により、支部長の欠員補充選挙を施行します。

1. 選挙の種類

支部長（広島県）の欠員補充選挙

2. 定数

1 人

3. 立候補届締切の日時

平成 21 年 1 月 22 日（木曜日） 15 時 00 分（注 1）（注 2）

4. 候補者公表の方法

- （1）平成 21 年 1 月 23 日付をもって連盟事務局に告示を掲示する。
- （2）候補者氏名の掲載順序は、選挙管理会が抽選で決定する。

5. 投票締切の日時 平成 21 年 3 月 3 日（火曜日） 18 時 00 分（注 1）

6. 開票の場所および日時

- （1）開票の場所 連盟事務局
- （2）開票の日時 平成 21 年 3 月 4 日（水曜日） 10 時 00 分から

（注 1）立候補届は立候補締切の日時まで、また、投票は投票締切の日時まで連盟事務局に到着したものに限り受け付けます。

（注 2）立候補届を送付するときは、必ず配達証明郵便、書留郵便（簡易書留を除く。）、または配達記録の残る宅配便でお送りください。

選挙のお知らせ

選挙管理会

このたび、広島県支部長の退任にともない、定款第 24 条および規則第 32 条第 4 項の規定にもとづき、支部長の欠員補充選挙が行われます。

選挙の要点をお知らせして、広島県在住の会員の皆様のご理解をいただき、立候補をお願いする次第です。

1. 選挙の種類

支部長（広島県）の欠員補充選挙

広島県を選挙区域として、その区域内の選挙権を有する正員（定款第 14 条第 1 項ただし書の正員を含む。以下同じ。）によって、1 人の支部長を選出します。

2. 選挙の管理

選挙管理会が行います。

3. 支部長の職務

支部長は、支部会員を把握して支部の活動のとりまとめを行う役目を持っています。

4. 立候補者の資格要件

今回の選挙に立候補される方は次の資格が備わっていません。

- (1) 選挙告示のあった月の 7 日(平成 21 年 1 月 7 日)現在で、満 20 歳以上の日本国籍を有する個人であること。(昭和 64 年 1 月 7 日以前に生まれた方)
- (2) 平成 21 年 1 月 7 日現在の会員名簿に登録され、かつ会費が納入されている正員であり、引き続き 3 年以上の正員歴および当該支部区域内に住所を有する者であって、当該支部区域内に住所を有する正員 5 人以上の推薦があること。
- (3) 選挙管理会管理者、選挙裁定会裁定員でないこと。

5. 立候補届受付の締切

平成 21 年 1 月 22 日(木曜日) 15 時 00 分です。

6. 立候補届等の用紙

立候補届、推薦書その他立候補に必要な書類は、連盟事務局に準備してありますのでお申し出ください。

7. 問い合わせ

原則として文書で選挙管理会(連盟事務局内)にお問い合わせください。

選挙運動についてのご注意

選挙管理会

今回行われる選挙を公明・適正に行うため、選挙運動について次のとおりとしましたので、会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

- (1) 選挙規程第 39 条の条文中「連盟の組織名並びに役名をもって、特定の候補者のための選挙運動をしてはならない。」とある「組織名」と「役名」の範囲は次のとおりです。

組織名：総会、理事会、評議員会、地方本部、支部、委員会

役名：役員（理事、監事、会長、副会長、専務理事）、評議員、顧問、
参与、委員長、地方本部長、会計監査、支部長、監査長、
会計幹事、地方本部で定めた幹事、支部で定めた監査指導委員長
および運営委員

ただし、立候補者が自分に関係のある組織名並びに役名をもって自分の選挙運動に使うことは差しかえありません。

- (2) 選挙運動の期間は、立候補届出の日から投票締切りの日までとします。
- (3) 選挙運動については、選挙規程第 39 条の規定のほか、社会通念上、インターネット等の利用を含めた「選挙の公正を妨げる行為」特に他人の名誉き損、虚偽の事実の公表などで公正な選挙を妨げた場合は、処分の対象になることもありますのでご注意ください。